

事業者の皆さんへ

保存版

令和6年

Business Waste
Proper Disposal and Reduction

HANDBOOK

事業系ごみの 適正処理・減量 ハンドブック



- I 足立区の現状とごみの減量推進
- II 事業所から出るごみの処理方法
- III 事業所における3Rの実践
- IV 循環型社会の形成に向けた取り組み



目次

Chapter I 足立区の現状とごみの減量推進 ▶▶▶ P. 1

- 1 足立区のごみの現状 P.2
 - 2 事業用大規模建築物の所有者などの責務 P.4
 - 3 廃棄物管理責任者の役割 P.10
 - 4 ごみ減量とリサイクルの具体的な進め方 P.12
- TOPICS 1 区の立入調査・指導と感謝状贈呈** P.14

Chapter II 事業所から出るごみの処理方法 ▶▶▶ P. 15

- 1 廃棄物の分類 P.16
 - 2 排出事業者の責務 P.18
 - 3 処理責任と適正処理 P.20
 - 4 許可を持つ処理業者との委託契約 P.22
 - 5 廃棄物管理票（マニフェスト）制度 P.24
- TOPICS 2 排出事業者責任が強化されています** P.28
- 廃棄物処理法の罰則 P.29
- 廃棄物処理委託契約における第三者の関与について P.30

Chapter III 事業所における3Rの実践 ▶▶▶ P. 31

- 1 Rの行動の推進 P.32
 - 2 事業所における3Rの取り組み P.34
 - 3 紙類・飲料容器・食用油のリサイクル P.36
 - 4 生ごみのリサイクルと食品ロスの削減 P.38
- TOPICS 3 3R推進は事業者にとってメリットがあります** ... P.42

Chapter IV 循環型社会の形成に向けた取り組み ▶▶▶ P. 43

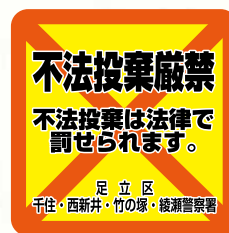
- 1 循環型社会形成のための法制度 P.44
 - 2 環境にやさしい企業行動 P.46
- TOPICS 4 地球にやさしいひとのまちをめざしましょう** P.49
- 事業系廃棄物処理に関するQ&A P.50
- 廃棄物処理法（抜粋） P.54
- 足立区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋） P.55
- 問い合わせ先一覧 P.56

STOP! 不法投棄!!

日頃から敷地内および周辺をきれいにしましょう。敷地内および周辺にごみが散乱していると、次々のごみを捨てられてしまいます。

区では、不法投棄防止看板を無償で貸し出しています。ご希望の方は、足立清掃事務所またはごみ減量推進課へお問い合わせください。

連絡先はP56に記載してあります。



不法投棄を行った者は、個人に対しては5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科、法人に対しては3億円以下の罰金に処されます。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条及び第25条及び第32条)

不法投棄をみつけたら

不法投棄110番
(不法投棄総合窓口)

ごみゼロ
☎ 03-3880-5300

にご連絡ください。



私有地・私道内に不法投棄されたものは、
土地の所有者・管理者の責任で
処理を行うこととなります。

不法投棄されないよう対策をお願いします。

24時間受付できるように区のホームページに専用フォームや足立区LINE公式アカウントに通報機能を開設しました。こちらもおあわせてご利用ください。



HP



LINE

ホームページアドレス <https://www.city.adachi.tokyo.jp/>

足立区の制度や手続き、イベント情報、施設案内など
いろいろな疑問・質問に電話でお答えします



お問い合わせコール **あだち** ☎ 03-3880-0039

受付時間 8時～20時まで 年中無休(1/1～1/3を除きます)

エス・ディー・ジーズ

SDGsとは？

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2030（令和12）年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱となる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。

廃棄物処理においては、将来的に持続可能な世界を維持していくために、資源消費や廃棄物の発生を抑制し、環境や社会に配慮した取り組みが必要になります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



PICK UP!

SDGs目標12のターゲット12.5について

12 つくる責任
つかう責任



SDGs目標12は「持続可能な生産消費形態を確保する」ことです。そのターゲット12.5には「**2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する**」ことが設定されています。目標を達成するために、事業者の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

令和6年3月発行

発行 足立区

編集 足立区 環境部 ごみ減量推進課

東京都足立区中央本町1-17-1 電話03-3880-5302



リサイクル適性[Ⓐ]

この印刷物は、印刷用の紙リサイクルできます。

この冊子は、カラーユニバーサルデザインに配慮して作成しています。